

福島県まん延防止等重点措置等

【期間】

令和3年8月8日（日）～令和3年8月31日（火）

【重点措置を講じる区域】

いわき市

【県独自で時短要請などの措置を講じる区域】

いわき市を除く全県

対策①（飲食店への時短要請等）

〇いわき市

	7月31日～8月7日【集中対策】	8月8日～8月31日【重点措置】
営業時間	5時～20時	5時～20時
対象施設	飲食店営業許可を受けた飲食店のうち、酒類を提供する飲食店及び接待を伴う飲食店	飲食店営業許可を受けた飲食店
酒類提供	19時まで	終日提供を自粛 (利用者による酒類の店内持込を含む)
カラオケ設備	特に制限なし	終日利用自粛
根拠法令	法第24条第9項	法第31条の6第1項

〇その他地域

	7月31日～8月31日	7月26日～8月31日	8月8日～8月31日
対象地域	福島市	郡山市	福島市・郡山市以外の全県
対象施設	飲食店営業許可を受けた飲食店のうち、酒類を提供する飲食店及び接待を伴う飲食店		
営業時間	5時～20時		
酒類提供	19時まで		
カラオケ設備	特に制限なし		
根拠法令	法第24条第9項		

対策②（飲食店に対する協力金）

○支給額(1店舗あたり)

	県独自で時短要請などの措置を講じる区域	重点措置を講じる区域
対象地域・期間	いわき市（7月31日～8月7日） 福島市（7月31日～8月31日） 郡山市（7月26日～8月31日） 上記以外の全県 （8月8日～8月31日）	いわき市（8月8日～8月31日）
中小企業	2.5万円/日～7.5万円/日	3万円/日～10万円/日
大企業	前年度または前々年度の1日あたりの売上高減少額×0.4 （上限額は「20万円」または「前年度または前々年度の1日あたり売上高の3割」のいずれか低い額） （中小企業も選択可）	前年度または前々年度の1日あたりの売上高減少額×0.4 （上限額は「20万円」） （中小企業も選択可）

対策③（集客施設への時短要請）【いわき市のみ】

○床面積が1,000㎡を超える以下の施設に対し、20時まで（イベント開催（映画上映を含む）の場合は21時まで）の営業時間時短要請

	特定大規模施設 (1,000㎡超の施設)	イベント関連施設 (1,000㎡超の施設)
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ○映画館等 （映画館、プラネタリウム） ○商業施設 （ショッピングセンター、ホームセンター等）【生活必需物資売場を除く】 ○遊技場（パチンコ店、ゲームセンター等） ○屋内運動施設（スポーツクラブ、ボウリング場等） ○サービス業（ネイルサロン・スーパー銭湯等）【生活必需サービスを除く】 ○飲食店向け時短協力金の対象となる店舗を除く遊興施設（個室ビデオ店、カラオケボックス等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○劇場等（劇場、観覧場、演芸場等） ○集会・展示施設（集会場、展示場、貸会議室） ○ホテル等（集会の用に供する部分に限る） ○屋外運動施設（野球場、ゴルフ場、屋外テニス場、ゴルフ練習場等） ○遊技場（テーマパーク、遊園地） ○博物館等（美術館、水族館、記念館等）

対策④（集客施設への時短要請に係る協力金）【いわき市のみ】

○支給額

特定大規模施設運営事業者	テナント事業者
<p>特措法第24条第9項に基づく要請に応じた、1,000㎡超の特定大規模施設を運営する事業者に対して、時短要請に協力した日ごとに1日あたりの交付額を算定し、それを合算した額を交付。</p> <p>★ 1日あたりの交付額 = 大規模施設の自己利用部分面積※1に係る単位数※2×20万円×「時短要請に応じて短縮された営業時間／要請対象日の本来の営業時間」</p>	<p>特定大規模施設または1,000㎡超のイベント関連施設とのテナント契約に基づき一般消費者向けの店舗を運営する事業者に対して、時短要請に協力した日ごとに1日あたりの交付額を算定し、それを合算した額を交付。</p> <p>★ 1日あたりの交付額 = テナント店舗面積※3に係る単位数※4×2万円×「時短要請に応じて短縮された営業時間／要請対象日の本来の営業時間」</p> <p>ただし、特定百貨店店舗※5及び飲食店に対する時短協力金の交付対象となっている事業者は対象外</p>

- コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金またはARTS支援事業等の支給を受けた者は協力金対象外です。
- 県によりなされた時短要請を超える営業時間短縮部分（休業含む）は協力金の交付算定外。

※1 特定大規模施設運営事業者自らが、一般消費者向け事業の用に直接供している部分の面積

※2 1000㎡を1単位としてカウントし、単位未満は切り捨てます。（例：0～2,000㎡未満は1単位、2,000㎡以上～3,000㎡未満は2単位）

※3 一般消費者向け事業を営むテナント事業者が特定大規模施設運営事業者から賃借又は分譲された専用の区画面積

※4 100㎡を1単位としてカウントし、単位未満は切り捨てます。（例：200㎡未満は1単位、300㎡未満は2単位）

※5 その施設内の店舗の売上が一旦当該百貨店等に計上され、その後分配される契約形態をとっており、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる店舗

対策④（集客施設への時短要請に係る協力金） 【いわき市のみ】

○支給額への加算措置

<p>テナント事業者等把握管理に係る追加協力金 【該当施設のみ】</p>	<p>「テナント事業者に対する協力金」の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗が、合わせて10以上存在する特定大規模施設である場合に限り、追加で支給。 以下の計算式により時短営業に協力した日ごとに1日あたりの交付額を算定し、それを合算した額を交付。 ★ 1日あたりの交付額 ＝特定大規模施設内で営業する「テナント事業者等に対する協力金の対象となる店舗及び特定百貨店店舗数」×2千円×「時短要請に応じて短縮された営業時間／要請対象日の本来の営業時間」</p>
<p>特定百貨店店舗※に係る追加協力金 【百貨店等】</p> <p><small>※その施設内の店舗の売上が一旦当該百貨店等に計上され、その後分配される契約形態をとっており、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる店舗</small></p>	<p>特定百貨店店舗をもつ特定大規模施設（百貨店等）に対し、追加で支給。 以下の計算式により時短営業に協力した日ごとに1日あたりの交付額を算定し、それを合算した額を交付。 ★ 1日あたりの交付額 ＝特定百貨店店舗数×2万円×「時短要請に応じて短縮された営業時間／要請対象日の本来の営業時間」</p>
<p>映画館運営事業者に係る追加協力金 【映画館のみ】</p>	<p>特定大規模施設に該当する映画館である場合に限り、以下の計算式により時短営業に協力した日ごとに1日あたりの交付額を算定し、それを合算した額を交付。 ★ 1日あたりの交付額 ＝常設スクリーン数×2万円×「時短要請に応じたことで上映できなくなった映画の回数/本来の上映回数」</p>

問い合わせ先

○いわき市まん延防止等重点措置に関することについて

いわき地区協力金コールセンター

(電 話) 024-521-8562

(受付時間) 毎日9時から17時まで

○いわき市以外の飲食店に対する時短営業協力金について

福島県協力金コールセンター

(電 話) 024-521-8575

(受付時間) 毎日9時30分から17時30分まで

○売り上げの減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金第3弾）について

福島県一時金コールセンター

(電 話) 024-521-8572

(受付時間) 毎日9時30分から17時30分まで